ICT戦略室発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込:円)	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由</u> (随意契約理由番号)	WTO
1	平成31年度 基幹系システ ム統合基盤運用保守業務	01:情報処理	株式会社エヌ・ティ・ティ・ データ関西	162,072,900	平成31年4月1日	地方公共団体の物品等又は 特定役務の調達手続きの特 例を定める政令第11条第1 項2号	W2	適用
2	平成31年度 基幹系システ ム統合基盤改修業務	01:情報処理	株式会社エヌ・ティ・ティ・ データ関西	4,699,296	平成31年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G4	_
3	平成31年度 基幹系システ ム統合基盤機種更新業務	01:情報処理	株式会社エヌ・ティ・ティ・ データ関西	306,732,744	平成31年4月1日	地方公共団体の物品等又は 特定役務の調達手続きの特 例を定める政令第11条第1 項2号	W2	適用
4	平成31年度 大阪市業務系 ネットワークニ要素認証シス テム運用保守業務	01:情報処理	株式会社エヌ・ティ・ティ・ データ関西	50,872,924	平成31年4月1日	地方公共団体の物品等又は 特定役務の調達手続きの特 例を定める政令第11条第1 項2号	W2	適用
5	平成31年度 大阪市業務系 ネットワークニ要素認証シス テム改修業務	01:情報処理	株式会社エヌ・ティ・ティ・ データ関西	30,573,849	平成31年4月1日	地方公共団体の物品等又は 特定役務の調達手続きの特 例を定める政令第11条第1 項2号	W2	適用
6	平成31年度大阪市情報通信 ネットワークの改修・整備に 係る設計・構築業務	01:情報処理	株式会社日立製作所 関西支社	241,351,110	平成31年4月1日	地方公共団体の物品等又は 特定役務の調達手続きの特 例を定める政令第11条第1 項2号	W2	適用
7	平成31年度庁内情報ネット ワークコミュニケーション基盤 の改修・整備に係る設計・構 築業務	01:情報処理	株式会社日立製作所 関西支社	73,559,070	平成31年4月1日	地方公共団体の物品等又は 特定役務の調達手続きの特 例を定める政令第11条第1 項2号	W2	適用
8	平成31年度大阪市情報通信 ネットワークに係る運用保守 業務	01:情報処理	株式会社日立製作所 関西 支社	510,787,944	平成31年4月1日	地方公共団体の物品等又は 特定役務の調達手続きの特 例を定める政令第11条第1 項2号	W2	適用
9	平成31年度大阪市LGWAN 接続系ネットワークVirtual PrivateNetwork装置ハード ウェア保守業務	01:情報処理	株式会社日立システムズ関 西支社	8,732,448	平成31年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G4	_

ICT戦略室発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込:円)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
10	平成31年度大阪市情報通信 ネットワーク再整備支援等業 務	01:情報処理	アビームコンサルティング株式会社	47,628,988	平成31年4月26日	地方公共団体の物品等又は 特定役務の調達手続きの特 例を定める政令第11条第1 項2号	W2	適用
11		02:機械設備等 保守点検	株式会社日立製作所 関西支社	1,671,840	平成31年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G4	-
12	平成31年度大阪市阿波座センタービル電算機室用空調設備保守点検業務	02:機械設備等 保守点検	三菱電機ビルテクノサービス 株式会社関西支社	2,840,400	平成31年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G4	-
13	平成31年度大阪市ソフトウェ アライセンス管理システム運 用保守業務	01:情報処理	エヌ·ティ·ティ·コムウェア株 式会社	3,002,400	平成31年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G4	-
14	平成31年度大阪市オープン データ基盤運用保守業務	01 情報処理	ソフトバンク・テクノロジー株 式会社	1,684,800	平成31年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G4	-
15	平成31年度 センタープリン タ従量課金制部品保守業務	01:情報処理	富士ゼロックス株式会社	(単価)7,286,760	平成31年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G30	-
16	大阪市中央情報処理セン ター運用機能見直しに関す る基本方針書等策定支援業 務	01 情報処理	アクセンチュア株式会社	32,184,000	令和元年5月7日	地方公共団体の物品等又は 特定役務の調達手続きの特 例を定める政令第11条第1 項2号	W2	適用

1 案件名称

平成31年度 基幹系システム統合基盤運用保守業務

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

基幹系システム統合基盤(以下、「統合基盤システム」という。) は平成 27 年 1 月に稼働 し、住民基本台帳等事務システムをはじめとする住民情報系基幹システムに各種の共通機能 (認証、印刷、連携など)を提供しているシステムである。また、平成 26 年度以降、統合宛 名番号管理機能、中間サーバ連携機能等、番号制度対応を行うにあたり本市で共通的に必要 となる機能について、開発を行ってきたところである。

統合基盤システムは稼働後も様々な機能強化等を実施しているところであるが、各機能を 安定的に提供するとともに、機能強化や番号制度対応によって追加された依頼作業対応、セ キュリティ対策、障害対応等の運用保守対応を実施し、統合基盤システムを安定的に維持管 理しなければならない。

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西は統合基盤システム開発および番号制度にかかる 改修業者であることから、当該システムの詳細及び特性について熟知しており、安定したシ ステム運用を維持し業務影響を与えることなく、本業務を遂行できる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

I C T 戦略室基盤担当 (電話番号 06-6543-7114)

1 案件名称

平成31年度 基幹系システム統合基盤改修業務

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

基幹系システム統合基盤(以下、「統合基盤システム」という。) は平成 27 年 1 月に稼働 し、住民基本台帳等事務システムをはじめとする住民情報系基幹システムに各種の共通機能 (認証、印刷、連携など)を提供している。

平成 31 年度においては、新元号の制定に伴うシステム改修の影響範囲調査及び改正対応を行う。

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西は、統合基盤システムの構築業者であることから、 当該システムの詳細及び特性について熟知しており、稼働中の統合基盤システムに影響を与 えることなく、本業務を遂行できる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

I C T 戦略室基盤担当 (電話番号 06-6543-7114)

1 案件名称

平成31年度 基幹系システム統合基盤機種更新業務

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

本業務は、統合基盤システムの機種更新の最終段階であるシステムの品質試験やデータ移行、本番切替作業を行うものであり、システムへの影響範囲を正確に把握し、安全かつ適切な試験・移行の実施や、機種更新後も安定的な稼働を継続するために必要な対応策の実施が求められ、これらは統合基盤システムの詳細及び特性について熟知していることが必要である。

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西は統合基盤システムの構築業者であり、平成30年度までの機種更新業務において設計やプログラム製造等の開発業務を担ってきた業者であることから、統合基盤システムの機能や仕様、特性を細部まで理解した上で、複数年に渡って実施する機種更新業務を継続的かつ正確に実施することができる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

I C T 戦略室基盤担当 (電話番号 06-6543-7114)

1 案件名称

平成31年度 大阪市業務系ネットワーク二要素認証システム運用保守業務

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

本市では、総務省から全国市区町村に対して要請のあった「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」に基づき、国・地方自治体間におけるマイナンバーの情報連携が開始される平成29年7月までに個人番号利用事務を行う各システムにおいて、利用者認証の強化を行うため、業務系ネットワークへの二要素認証機能の導入を行うこととしており、利用環境の設計構築を行い平成29年4月より運用を開始している。

本業務の実施にあたっては、前述した業務系ネットワーク上に構築した二要素認証システムはもとより、本市住民情報系基幹システムの共通基盤である統合基盤システムを含めた本市業務系ネットワークの構成、使用機器構成等について把握し、日常的な運用やネットワーク構成の変更等の運用管理、障害発生時の復旧対応等の保守業務を迅速かつ正確に実施できることが必要不可欠である。

上記を満たす事業者は二要素認証システムおよび統合基盤システムの設計構築業者である株式会社エヌ・ ティ・ティ・データ関西のみであり、本案件の仕様の詳細及び特性についても熟知している。

本案件を円滑に運用可能である業者は株式会社エヌ・ティ・ディ・データ関西をおいて他になく、本業務を遂行できる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

I C T 戦略室活用推進担当 (電話番号 06-6543-7113)

1 案件名称

平成31年度大阪市業務系ネットワーク二要素認証システム改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

本市では、総務省から全国市区町村に対して要請のあった「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」に基づき、国・地方自治体間における特定個人情報の情報連携が開始される平成29年7月に向け、個人番号を利用する事務を取り扱う各システムにおいて、利用者認証の強化を行うため、業務系ネットワークへの二要素認証機能の導入を行うこととし、平成29年4月より運用を開始してきたところである。

本業務の実施にあたっては、前述した業務系ネットワーク上に構築した二要素認証システムはもとより、本市住民情報系基幹システムの共通基盤である統合基盤システムを含めた本市業務系ネットワークの構成、使用機器構成等について把握し、日常的な運用やネットワーク構成の変更等の運用管理、障害発生時の復旧対応等の保守業務を迅速かつ正確に実施できることが必要不可欠である。

上記を満たす事業者は二要素認証システムおよび統合基盤システムの設計構築業者である株式会社エヌ・ ティ・ティ・データ関西のみであり、本案件の仕様の詳細及び特性についても熟知している。

本案件を円滑に運用可能である業者は株式会社エヌ・ティ・ディ・データ関西をおいて他になく、本業務を遂行できる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

I C T 戦略室活用推進担当 (電話番号 06-6543-7113)

1 案件名称

平成31年度大阪市情報通信ネットワークの改修・整備に係る設計・構築業務

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

本業務の実施にあたっては、大阪市情報通信ネットワークのネットワーク構成、使用機器構成等について 把握したうえで、現行運用しているサービス機能や住民情報系・庁内情報系・LGWAN 接続系等の各業務シス テムに影響を与えることなく、平成 31 年度における機種更新や関連ソフトウェアのバージョンアップ、各 種運用管理ツールの改修等の設計・構築業務を実施することが必要不可欠である。

株式会社日立製作所関西支社は、大阪市情報通信ネットワークの構築業者であることから、当該システム 及び通信ネットワークの詳細について熟知しているだけでなく、これまでも、大阪市情報通信ネットワーク 全般について構築・運用・機種更新を行ってきた実績から、各庁舎の設備状況の管理、運用管理、障害復旧 対応等において優れたノウハウを有している等、大阪市情報通信ネットワークの設計・構築業務を正確かつ 効果的に実施することができる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

I C T 戦略室活用推進担当 (電話番号 06-6543-7121)

1 案件名称

平成31年度庁内情報ネットワークコミュニケーション基盤の改修・整備に係る設計・構築業務

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

本業務は、現行の庁内情報ネットワークにおけるコミュニケーション基盤(以下「既存システム」という)」の改修を行うものであり、改修にあたっては既存システムの構成等を把握したうえで実施する必要があるだけでなく、稼働中の既存システムへ影響を与えないこと、また、改修部分についての運用と既存システムの運用とを一体的に設計すること等が必要不可欠である。

株式会社日立製作所関西支社はコミュニケーション基盤の構築業者であることから、当該システムの詳細について熟知しており、システム構築、運用管理、障害復旧対応等において優れたノウハウを有している等、 庁内情報ネットワークコミュニケーション基盤の改修・整備に係る設計・構築業務を正確かつ効果的に実施することができる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

I C T 戦略室活用推進担当 (電話番号 06-6543-7121)

1 案件名称

平成31年度大阪市情報通信ネットワークに係る運用保守業務

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

本業務の実施にあたっては、大阪市情報通信ネットワークの構成、使用機器構成等について把握し、日常的な運用やネットワーク構成の変更等の運用管理、障害発生時の復旧対応等の保守業務を迅速かつ正確に実施できることが必要不可欠である。

また、本業務はシステムの開発業者である株式会社日立製作所関西支社の持つ技術情報、システムを熟知した要員とノウハウから成り立つものであり、システムの機能改善や利用者からの問合せ対応などの多岐にわたる業務を遂行するには、現行システムの運用及びシステムに関するノウハウがなければ、安定かつ円滑な稼働環境を保持することが困難となる。

そのため、仮に株式会社日立製作所関西支社以外の業者に業務委託した場合、本業務の遂行に要する期間及び経費が膨大となる。また、障害発生時には既存プログラム範囲との切り分けも困難であることから、復旧に多くの時間を費やすことも想定され、業務執行の確実性や安全性の確保の観点はもとより、技術的連接性、対応の緊急性、経済性等の観点からも、著しく支障をきたすこととなる。

株式会社日立製作所関西支社は、大阪市情報通信ネットワークの開発業者であることから、ネットワークの構成、使用機器構成等に精通しており、ハード・ソフトの両面において熟知しているだけでなく、これまでも運用管理並びに保守業務を行ってきた実績から、各庁舎の設備状況の管理、運用管理、障害復日対応等において優れたノウハウを有している等、本市情報通信ネットワークの安定的かつ円滑な運用管理並びに保守業務を迅速かつ正確に実施することができる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

I C T 戦略室活用推進担当 (電話番号 06-6543-7121)

1 案件名称

平成31年度大阪市LGWAN接続系ネットワーク Virtual Private Network装置ハードウェア保守業務

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ関西支社

3 随意契約理由

Virtual Private Network 装置(以下、「本装置」という。)はLGWAN 接続系ネットワークのネットワーク 構成において非常に重要な機器であり、運用しているサービス機能(サインインやウィルス対策ソフト等)やLGWAN を利用した Web サイトの閲覧、官公庁・他都市との情報交換等において、安定的に稼働させることが必要不可欠となっている。

株式会社日立システムズ関西支社は本装置調達時の契約相手であり、この間窓口となり対応を行っている。 仮に株式会社日立システムズ関西支社以外の業者とハードウェア保守業務委託契約を行った場合、本装置調 達時の業者以外に業務を履行させることから、機器故障の責任が不明確になるなど、保守業務に著しい支障 が発生する恐れがある。

以上のことから、株式会社日立システムズ関西支社はハードウェア保守業務を迅速かつ正確に実施することができる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項2号

5 担当部署

I C T 戦略室活用推進担当 (基盤グループ) (電話番号 06-6543-7117)

1 案件名称

平成31年度大阪市情報通信ネットワーク再整備支援等業務

2 契約の相手方

アビームコンサルティング株式会社

3 随意契約理由

本業務の実施にあたっては、本市が実施する平成31年度ネットワーク基盤の調達ならびに「大阪市情報通信ネットワーク再整備計画」に基づいたICTを徹底活用する環境を整備するための検討について、前述の再整備計画スケジュールから遅延することなく、迅速かつ適切に支援できることが必要不可欠である。

アビームコンサルティング株式会社は、昨年度本市が発注した「大阪市情報通信ネットワーク基盤再整備に係る調達仕様策定等支援業務委託(その2)」の受託事業者であり、本業務は同支援業務委託と密接不可分の関係にある。

仮に本業務をアビームコンサルティング株式会社以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じる懸念がある。

アビームコンサルティング株式会社は、本市のネットワーク基盤に関して最も知見を有するコンサルティング会社であると共に、様々な地方公共団体においてネットワーク基盤等の調達仕様書作成に係る豊富な支援実績を保持しており、現場レベルでの実効性の高い豊富且つ詳細な知見を提供可能であるとともに「大阪市情報通信ネットワーク再整備計画」に係る施策を円滑に進捗するための適切な支援を実施することが出来る唯一の業者である。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

I C T戦略室基盤担当 (電話番号 06-6543-7118)

1 案件名称

平成31年度大阪市阿波座センタービル交流無停電電源装置(CVCF2)保守点検業務

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

本業務委託は、交流無停電電源装置(CVCF2)の劣化診断を行い不良箇所の有無を確認し、必要に応じて分解点検し不良部品の交換及び運転調整を行い、機能回復を図るものである。

株式会社日立製作所関西支社は、当該設備を納入した製造業者であり、当該設備の設計について熟知して保守点検を実施できる業者であることから、安全性の確保及び製造者責任と保守責任の一元化を図ることのできる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

ICT戦略室活用推進担当(基盤グループ) (電話番号 06-6543-7117)

1 案件名称

平成31年度大阪市阿波座センタービル電算機室用空調設備保守点検業務

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本業務委託は、大阪市阿波座センタービルの電算機室専用空調設備の劣化診断を行い、不良 箇所の有無を確認し、必要に応じて分解点検し、不良部品の交換及び運転調整を行い、機能回 復を図るものである。

本設備の納入業者である三菱電機株式会社は、保守業務は実施しておらず、三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社に保守点検、整備、修繕及び部品供給業務を委任している。 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社は、三菱電機株式会社と同等の知識と技術を有する業者であり、同社に代わり技術的事項の問合せや部品供給を行うことができる唯一の窓口でもあることから、本業務委託を実施することができるのは同社以外にない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

ICT戦略室活用推進担当(基盤グループ) (電話番号 06-6543-7117)

1 案件名称

平成31年度大阪市ソフトウェアライセンス管理システム運用保守業務

2 契約の相手方

エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社

3 随意契約理由

本業務委託の実施にあたっては、本システムの構成、ネットワークシステムとの連携仕様及び使用機器構成等について把握し、日常的な運用や障害発生時の復旧対応等の保守業務を迅速かつ正確に実施できることが必要不可欠である。

エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社は、本システムの開発業者であることから、本システムの構成、ネットワークシステムとの連携仕様及び使用機器構成等に精通しており、これまでも運用管理並びに保守業務を行ってきた実績から、運用管理、障害復旧対応等において優れたノウハウを有している等、本システムの安定的かつ円滑な運用管理並びに保守業務を迅速かつ正確に実施することができる唯一の業者である。

以上の内容から、本業務委託を遂行できる事業者は、エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式 会社をおいて他にないため、本委託業務をエヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社に特名す るものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市 I C T 戦略室活用推進担当 基盤グループ (電話番号 0 6 - 6 5 4 3 - 7 1 1 7)

1 案件名称

平成31年度大阪市オープンデータ基盤運用保守業務

2 契約の相手方

ソフトバンク・テクノロジー株式会社

3 随意契約理由

本業務は、「大阪市オープンデータ基盤」を運用保守するにあたり、システム機能を適切に維持管理し、安定かつ円滑な稼働環境を保持するための監視作業、システム障害に関する対応及び再発防止策の提案及びセキュリティアップデートなどのセキュリティ管理を行うものであり、システムの内容、運用方法、障害に対応した技術情報等を備えたうえで実施する必要がある。

ソフトバンク・テクノロジー株式会社は「大阪市オープンデータ基盤」の構築業者であることから、システムの内容、運用方法、障害に対応した技術情報等の知識を備えており、「大阪市オープンデータ基盤」を運用保守することができる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

ICT戦略室企画担当(電話06-6208-7675)

1 案件名称

平成31年度 センタープリンタ従量課金制部品保守業務

2 契約の相手方

富士ゼロックス株式会社

3 随意契約理由

センタープリンタについては平成 25 年 9 月 7 日入札にて、富士ゼロックス株式会 社製のプリンタを調達した。この大型のプリンタは、機器本体の保守以外に印刷枚数 に応じた消耗部品交換を含む消耗部品保守が必要となる。これら消耗部品保守はセン タープリンタの製造元である富士ゼロックス株式会社でしか行うことができないた め。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

I C T 戦略室活用推進担当 (電話番号 06-6543-7115)

1 案件名称

大阪市中央情報処理センター運用機能見直しに関する基本方針書等策定支援業務

2 契約の相手方

アクセンチュア株式会社

3 随意契約理由

大阪市中央情報処理センター(以下「センター」という。)では住民基本台帳や 市税等の住民情報を扱う住民情報系基幹システム及び複数の情報システムが共通利 用する印刷基盤を兼ね備えた大阪市基幹系システム統合基盤のサーバ等のシステム 機器を設置し、「大阪市中央情報処理センター運用業務委託」の受注者であるアクセン チュア株式会社において各システムを常に安全かつ安定的に稼働するよう日々のシス テムの稼働監視や入出力データ管理、印刷処理などのオペレーション業務、センタ ーにおけるシステム運用管理、システム変更に伴う保守計画等に係る支援業務等を 行っている。

この間、施設整備計画により平成32年1月から耐災害性向上のためにサーバ機器を 民間データセンターへ移転させ、オペレーション業務等のセンター運用機能はその ままセンターで行う予定であったが、昨今多発している自然災害等を考慮し、さら なる耐災害性の向上を実現させるため、現状のセンター運用機能のあり方を見直し た上でセンターの移転を検討することとなった。

センター運用機能見直しにあたっては、現在、センターで実施している各種業務に対し、業務整理と課題抽出を行ったうえで調査・検討を行う必要があるため、現センターの運用に関する知識が不可欠であり、また、現センターで運用している各種業務システム、ネットワーク等を安定運用しつつ、円滑かつ安全に移行するための計画等を策定する必要があることから、現センターの運用業務と密接不可分な業務である。

現センターの運用業務を担っているアクセンチュア株式会社は、本市が求める運用・保守やセキュリティ等の要件について熟知しており、また、ICT環境の先進的な技術の導入実績・知見を有していことから、同社を特名し、業務委託を行う。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項 第 2 号

5 担当部署

ICT 戦略室基盤担当 (電話番号 06-6543-7117)